

# 税務通心

改正前を適用した年末調整 その後はどうなる？  
基礎控除等の改正適用前に行った年末調整のその後について、概要を確認します。

## 1 基礎控除等の改正と年末調整

令和 7 年分の年末調整では、令和 7 年度税制改正により、次の項目が見直されます。

|            |                                                                                                                              |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基礎控除       | ①合計所得金額が 2,350 万円以下である場合の控除額が 10 万円引き上げられて 58 万円に（以下、本則）<br>②居住者は特例として、合計所得金額が 655 万円以下である場合に、合計所得金額に応じて最大 37 万円を加算（以下、加算特例） |
| 給与所得控除     | 最低保障額を 10 万円引き上げたことにより、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正に                                                                       |
| 特定親族特別控除   | 居住者が 19 歳以上 23 歳未満の一定の親族等を有する場合には、その親族等の合計所得金額に応じて最大 63 万円を控除                                                                |
| 扶養親族等の所得要件 | 扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が 10 万円引き上げ                                                                                             |

これら基礎控除等の改正は令和 7 年分からの適用となりますが、年末調整では令和 7 年 12 月 1 日以後から適用します。そのため、年末調整の時期により、次のように異なります。

| 年末調整（その年の最後の給与支給日） | 基礎控除等の適用 |
|--------------------|----------|
| 令和 7 年 11 月 30 日以前 | 改正前      |
| 令和 7 年 12 月 1 日以後  | 改正後      |

## 2 改正前を適用した年末調整のその後

死亡等により退職した場合や、海外転勤等により非居住者となること等が原因で、年の途中で改正前の基礎控除等を適用して年末調整を行った場合には、その後、給与の支払を受けた人が改正後の適用を受けるには、確定申告等をする必要があります。

この場合の手続きのポイントは、主に次のとおりです。

### (1) 死亡による退職の場合

死亡による退職を理由に年末調整を行った場合、その後に改正後を適用するには、その死亡した方の相続人等が手続きを行います。

### (2) 非居住者となる場合

海外転勤等により非居住者となることを理由に年末調整を行った場合には、その後において改正後を適用するための手続きを非居住者である間に行うときは、納税管理人を選任する必要があります。

なお、令和 7 年は 1 年を通じて非居住者である場合に、納税管理人を通じて令和 7 年分の確定申告を行うときに適用できる基礎控除は、前述 1 の本則のみです。2 の加算特例は、居住者のみ適用できるため、その年中に居住者期間がなければ適用できません。これは、特定親族特別控除についても同様です。

## 3 予定納税の減額申請も注意

所得税の予定納税は、通常、7 月と 11 月の 2 回、いずれも改正適用前に期限が到来します。このような場合に減額申請を行う際の計算は、改正前によります。ご注意ください。

参考：国税庁「令和 7 年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q&A（令和 7 年 5 月）」他

# 労務通心

キャリアアップ助成金、「年収 130 万円の壁」対応の新コース  
社会保険の「年収の壁」対策として、キャリアアップ助成金に「短時間労働者労働時間延長支援コース」（以下、新コース）が設けられました。7 月 1 日開始です。従来の「社会保険適用時処遇改善コース」（以下、従来のコース）との違いを踏まえつつ、新コースの内容をご案内します。

## 1 従来のコースと、どう違う？

従来のコースは「年収 106 万円の壁」への対応が対象ですが、新コースは「年収 130 万円の壁」にも対応しています。どちらも、雇用する短時間労働者や有期雇用労働者が「年収の壁」を超え、新たに社会保険の被保険者となることを支援するものです。労働時間の延長または労働時間の延長と賃金の増加の組み合わせによって、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、助成金が支給されます。

新コースの助成額は下表のとおりです。「年収 130 万円の壁」は「年収 106 万円の壁」に比べ壁を超えたときの社会保険料負担が大きくなります。そのため助成額も、従来のコースを上回る額が設定されました。人数に上限はありません。

従来のコースは 2026 年 3 月 31 日までの暫定措置です。それまでの間、同コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューについては、新コースに切り替えることができます。

なお、新コースも、当分の間の暫定措置とされています。  
最新情報を確認して、活用もれがないようにしましょう。

### 【短時間労働者労働時間延長支援コースの概要】

● 1 年目（複数年度かけて下記要件を満たす場合も対象）

| 要件            |        | 1 人当たりの助成額 |         |          |
|---------------|--------|------------|---------|----------|
| 所定労働時間の延長     | 賃金の増加  | 大企業事業主     | 中小企業事業主 | 小規模企業事業主 |
| 5 時間以上        | —      | 30 万円      | 40 万円   | 50 万円    |
| 4 時間以上 5 時間未満 | 5% 以上  |            |         |          |
| 3 時間以上 4 時間未満 | 10% 以上 |            |         |          |
| 2 時間以上 3 時間未満 | 15% 以上 |            |         |          |

● 2 年目（被用者保険適用後、1 年目と 2 年目で比較）

| 要件                |                                             | 1 人当たりの助成額 |         |          |
|-------------------|---------------------------------------------|------------|---------|----------|
| 所定労働時間の延長         | 賃金の増加                                       | 大企業事業主     | 中小企業事業主 | 小規模企業事業主 |
| 労働時間をさらに 2 時間以上延長 | —                                           | 15 万円      | 20 万円   | 25 万円    |
| —                 | 基本給をさらに 5% 以上増加<br>または昇給、賞与<br>もしくは退職金制度の適用 |            |         |          |

※小規模企業事業主とは、常時雇用する労働者の数が 30 人以下の事業主をいう